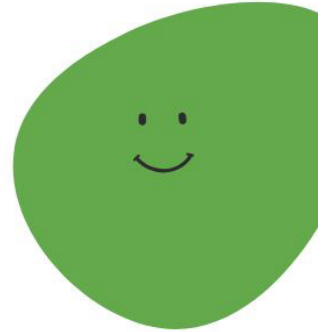
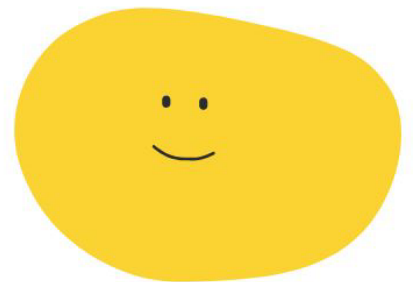




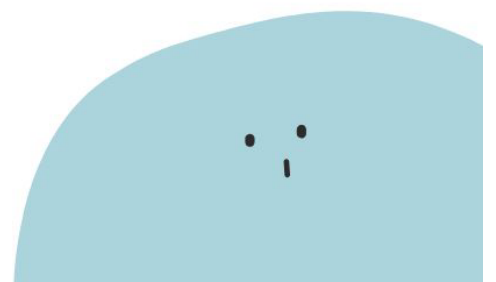
入園利用に際して

重要事項説明

令和9年度入園



SAGAMIRINKAN KINDERGARTEN



1. 園の概要

名称 学校法人 古木学園 認定こども園 相模林間幼稚園

<相模林間幼稚園>

〒252-0302 相模原市南区上鶴間4-2-1

TEL 042-742-8227 FAX 042-741-7551

<ナーサリー Sagamirinkan Nursery Centre>

〒252-0302 相模原市南区上鶴間5-18-8

TEL 042-705-1439 FAX 042-705-1438

	学級数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		1	1	1	6	4	4
利 用 定 員	1号定員	240名（3歳80名、4歳80名、5歳80名）					
	2号定員	36名（3歳12名、4歳12名、5歳12名）					
	3号定員	24名（0歳3名、1歳9名、2歳12名）					

令和7年度 保育教諭・事務職員等の配置は以下のとおりです。

*子どもの人数によって前後することがあります。

職 名	正職員	サポスタ	非常勤	計
理 事 長	1			1
園 長	1			1
副 園 長 又 は 教 頭	1			1
主 幹 主 任	2			2
保 育 教 諭	31	18（+2） うち常非3		49（+2）
事 務 職 員	3			3
そ の 他 職 員		8（+2）		8（+2）
園 医			1	1
園 歯 科 医			1	1
園 薬 剤 師			1	1
産 休 育 休	2			2
計	41（－1）	26（+4）	3	67（+3）

2. 沿革

昭和42年	古木忠治が自己資金で幼稚園を設立、認可を受け園児数56名2学級でスタート
昭和55年	園長に古木幸一が就任
昭和57年	子どもの造形教育音楽教育を充実する保育を実施
昭和58年	3歳児保育を開始
昭和61年	旧園舎の取り壊しを行い、新園舎設計が開始する
昭和62年	幼稚園の園舎が完成
平成 8年	創立30周年として屋根付きテラスを設置
平成11年	預かり保育・研究棟が完成
平成17年	財団法人新エネルギー財団からの補助金を利用し太陽光発電を設置
平成18年	空調設備及び防音工事を行う
平成21年	大和中央幼稚園を引き継ぎ姉妹園の中央林間幼稚園を開設
平成22年	保育（教育）に異文化交流をスタート
平成23年	園庭に人工芝・ゴムチップ・ウッドチップを施工
平成25年	幼稚園型認定こども園となる
平成28年	幼保連携型認定こども園となり、12月1日より Nursery Centre 開設
平成29年	中央林間幼稚園が幼稚園型認定こども園となる
平成29年	相模林間幼稚園の園長に古木大悟が就任 あそびの時間・みんなの時間へ名称変更
令和元年	幼稚園園舎 1F トイレ・ 2F トイレ・職員室トイレを修繕
令和元年	パイプランド付近万年堀を修繕
令和2年	近隣のテニスコート・事務所の一部の土地を購入 改修保護者用駐輪場、保護者用駐車場、グラウンドを新設
令和3年	理事長 古木幸一が2,538㎡（ナーサリー土地）を寄付 グラウンドの一部を園に貸出
令和4年	幼稚園 1 階の床を研磨
令和5年	完全給食を行うためナーサリー給食室を改修・車両の購入 絵本の家の外内装を改修・園庭に小山を設置しコナラを植樹 制服登園日を設けるなど登園の服装規定を変更
令和6年	新園舎の空調を入れ替え/ヒマラヤ杉の伐採・ゴリラ山剪定 全園児が毎日温かくおいしい給食を提供するために、自園調理スタート 幼稚園入り口エントランスをダウンライト等に改修
令和7年	園舎の空調を入れ替え、屋上の防水処理と太陽光パネルを新設
令和8年	さくらテラスの人工芝を改修、園庭を人工芝と森エリアに改修

3. 保育時間

	平 日	土曜日
教 育 時 間	8：40 ～ 14：00 8：40 ～ 13：00(水曜)	なし

	8：40 ～ 11：30(午前保育)	
保育短時間 (2,3号)	7：00 ～ 16：30	なし
保育標準時間 (2,3号)	7：00 ～ 18：00	7：00～18：00
延長保育時間	18：00 ～ 19：00	なし

4. 教育・保育期間と休園日

教育期間（幼稚園）

開 所 日	1学期 4月1日から 7月31日まで 2学期 8月1日から12月31日まで 3学期 1月1日から 3月31日まで
休 所 日	土曜日、夏季休業、冬季休業、学年末休業、学年始休業、 その他園長の必要と認めた日

保育期間（ナーサリーセンター）

開 所 日	下記に定める日以外
休 所 日	日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） 園行事のある土曜日、保育協力日など園長が必要と認めた日

5. 入園時（進級時）一時金

本園は、質の高い教育を提供するために、各市の定める利用者負担（基本保育料）に加えて下記の費用を徴収いたします。

項 目	徴収額	備 考
入園料・施設設備費※	100,000円	1号 入園時 2号認定（非進級児）
入園準備金	5,000円	1号・1号（プレ1満3才）・3号 入園前準備に際する事務手数料
選考料	5,000円	1号・1号（プレ1満3才）面接時
入園料・施設設備費※	50,000円	1号（プレ1満3才）・2号・3号 入園時及び幼稚園入園時
進級準備金	5,000円	3号 進級時
入園進級準備金	10,000円	2号認定（非進級児）

※設置基準を大幅に超える施設が充実しており、その維持と充実を図るのに必要な費用となります。

- ・園庭設備・環境の維持更新
- ・園舎・ホール・図書室等設備の維持更新

6. 保育料

* 保育料については、各市の定める「利用者負担額」によって決定します。

<預かり保育料>

預かり保育とは、幼稚園の教育時間終了後（14:00～18:00）お子様をお預かりする制度です。1号認定のご家庭は、月極めと日極が利用できますがそれぞれ注意点がありますので必ずご確認ください。

1号認定児

預かりの時間・・・早朝 7:30～8:40（8:30入室〆切）、保育終了後～18:00まで

預かり保育が休みの日：

**土日祝日、お盆期間（8月10日～14日）、冬休み（12月26日～1月3日）、
春休み（3月30日～3月31日） *日付は令和8年度**

● 月極め/新2号認定・・・1号認定で定期的にお仕事をお持ちの方が利用できる制度です。
2号認定と同様のお母様の就労証明などを提出頂きます。（介護、疾病などの理由書でも可）
利用日1日につき490円の補助があります。

- 月極め利用料金 月 14,000円、18,000円（8月）
- 日極め・・・1号認定でご家庭のご都合等に応じて不定期に利用できます。
 - ・ 利用料金 30分 150円（幼稚園のない日も含む）

* 預かり保育の当日キャンセルは食材手配が済んでいるため、おやつ代を徴収します。

* 保育時間外に利用する場合は、別途料金を申し受けます。

* 幼稚園がお休みの時、午前保育日に昼食を食べる際は給食を提供します。（別料金）

7. 保育料以外の費用

本園は、質の高い教育を提供するために、各市の定める利用者負担（基本保育料）に加えて下記の費用を徴収いたします。（月額）*令和8年度の費用で変更の可能性あり

項 目	徴収額	備 考
教育充実費※	1,200円	1号認定・2号認定・3号認定
保育充実費※	2,000円	2号認定児
保育充実費※（利用者のみ）	2,000円	土曜保育利用1回あたり
給食費	4,200円	1号認定（令和8年実績）
給食費	6,400円	2号認定（令和8年実績）
給食費（預かり利用1号）	340円	スポット利用 1食（令和8年実績）

給食費	4,000円	満3歳（5月入園）（令和8年実績）
給食費	1,750円	1号認定 主食のみ（令和8年実績）
給食費	2,700円	2号認定 主食のみ（令和8年実績）
給食費	1,650円	満3歳（5月入園）主食のみ（令和8年実績）
おやつ代	110円	15時30分以降の利用者
誕生会ケーキ代	1,560円	1食130円を利用月分（令和8年実績）
損害保険料（日体）	200円	5月のみ1回
通信費（2～5歳・月額）	500円	月額
通信費（0,1歳）	200円	
バス代	3,800円	
バス保険料	1,200円	年1回
PTA 会費	400円	
教材費その他	実 費	項目ごとに別途案内

※国の定める設置基準以上に保育者の人員を配置していることに加えて、フリー教員によるチーム保育の実施、外国語講師など人的環境の充実を図っています。

室内環境や、教材等の充実だけでなく、教員の外部の研修会への参加、講師を招いての園内研修実施による教育・保育の質的充実に努めており、これらに必要な費用となります。

* 保育料、教育充実費、雑費等はスルガ銀行東林間支店の口座自動振替です。毎月の引き落とし明細は月初にれんらくアプリでご確認のうえ、振替日（毎月15日）の前日までに不足のないようご入金願います。引き落とし予定の金額に誤りがあれば、すぐに園までご連絡ください。

* 土曜日利用については、利用予約の締め切りなどいくつか制限がありますので事前にご相談ください。

< 下記の事項に該当する時は速やかに事務室にお知らせください。 >

「変更申請書兼届出書」が必要な場合

- ・世帯状況が変更になった（転居、結婚・離婚による氏名変更など）
- ・祖父母と同居又は、別居することになった
- ・認定区分を変更する
- ・保育を必要とする理由（求職中、妊娠、育休取得予定、親族介護など）が変更になった
- ・就労していた保護者が退職した
- ・勤め先が変わった など

（保育を必要とする状況が変わらず、認定区分及び保育の必要量も変更が無い場合も、必要です。

ただし、支給認定区分および保育の必要量が変わらない場合、新たな認定証は発行されません。）

8. 保育の目的

本園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育および保育をしています。適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律第3条の認定を受けた幼保連携型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育、保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことを目的としています。

9. 保育理念

教育方針

- ・豊かな生活になるよう、生活習慣を養う
- ・集団生活に積極的に参加し、自主的に行動する
- ・進んで運動に参加し、心身の発達を図る
- ・自然に関心を持ち、知ろうとする意欲を持つ
- ・表現を豊かにすると共に、音楽・造形など創造的意欲を持つ

育てたい子ども像

たくさん友だちを作って、たくさん遊べる子

10. 子どもの目標

生きる力、行動力、助け合う力を養うために子どもたちと4つの目標をもって生活しています。

- ①ケガ・病気に負けない強い子
- ②思いやりのある子
- ③本気で一生懸命取り組む子
- ④嘘をつかない子

11. 保育事業

子育て支援（ぽかぽか広場・ピコクラブ）

子育てに関する講演会の実施及び、地域の方に向けた教育相談を実施。

延長保育（18：00 ～ 19：00）

2号認定のみ、保護者の就労形態により、延長保育を行っています。

事前に、利用に際しての相談・申し込みが必要です。30分ごとに利用料がかかります。利用料の月極めはできません。

12. 園行事

当園は幼保連携型認定こども園ですが、幼稚園由来の園です。長年、保護者と協力して子育てをするという考えを大切にしており、保護者にも幼稚園に来て頂く機会が多くあります。行事も多く、午前保育も多くあります。共働きの方などはその点を十分ご理解の上入園をお願いします。

4月 入園・始業式・クラス懇談会・個人面談	11月 作品展（土曜）
5月 保育参観・引き取り避難訓練・親子遠足	12月 クラス懇談会・個人面談
6月 休日参観（土曜）	1月 保育参観
7月 クラス懇談会・個人面談・盆踊り	2月 発表会（土日）
10月 運動会（土曜）・保育参観	3月 個人面談・終了の日

*お子様の誕生会（誕生月）

13. 支援保育について

健常児と、障がい児が同じ生活を送る統合保育をしています。また、行動面や言語面など特別な支援が必要な子どもに関しては、南子ども家庭相談課と連携を密にし、一人ひとりにあった支援を行っています。必要に応じて、職員配置を変更し、子どもの安全を確保しています。

ただし、職員加配には、医師の診断書が必要となります。加配の必要なお子様は、キッズルームや長期休業中での保育の利用に制限があることをご承知おき下さい。夏休み、午前保育などの長時間の預かりにおいても、職員の配置が困難なため生活面、排泄での自立ができていない場合は利用を制限させていただくことがあります。

14. 嘱託医・嘱託歯科医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	佃医院
医 院 長 名	佃 和彦
所 在 地	相模原市南区上鶴間5-4-12
電 話 番 号	042-742-5464

嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	広井歯科医院
医 院 長 名	山口 虎彦
所 在 地	相模原市南区東林間5-1-8
電 話 番 号	042-742-4920

15. 日常のご相談と第三者委員について

(1) 日常のご相談等

日々のお子様に関するご相談、意見等は面接、電話、文書等によりまずは各クラス担任または主任（受付担当者）、園長までご連絡ください。いただいたご意見には誠意をもって話し合い、回答を出してまいりたいと思います。

意見等の受付担当者（各クラス担任・主任） → 意見回答責任者（園長 古木大悟）

(2) 第三者委員

意見回答責任者（園長）との話し合いで納得がいけない場合は、第三者委員に相談し、立ち合い、助言を求めることができます

16. 特定負担金の値上げ予定について

保育充実費（2号認定のみ）の値上げがあります。教育充実費についても変更になる可能性もあります。

令和9年度 2,000円
令和10年度 3,000円
令和11年度 4,000円
令和12年度 5,000円

<保育充実費がなぜ値上がりするの？>

保育の質の向上を図る目的と、**1号認定児の預かり保育料金と2号利用者との価格差を徐々に少なくしていく目的**で変更します。

17. ケガと安全環境に対する当園の考え方について

当園では、子どもたちが「自分で考え、主体的に遊ぶ力」を育むことを何より大切にしています。そのため、フラットで安全に管理された室内だけでなく、起伏に富んだ「ゴリラ山」や、高く登れる木がある広い園庭など、ダイナミックに挑戦できる環境を意図的に用意しています。

そうした環境で遊ぶ中で、すり傷やたんこぶといった「小さなケガ」をしてしまうことがあります。

保護者の皆様にはご心配をおかけすることもあるかもしれませんが、当園ではこの小さなケガを「自分の体を守るための大切な経験」と捉えています。

私たちは園内の安全を、以下の2つに分けて管理しています。

- **排除すべき「ハザード」**： 遊具の破損など、予測不能で誰が遊んでも大ケガにつながる理不尽な危険です。これは毎日の点検で徹底的に取り除きます。
- **成長に必要な「リスク」**： 高い場所やデコボコ道など、子どもが自己判断して挑戦したり自衛の力を育てる環境です。これは成長の機会として、あえて環境の中に残しています。

■ 大人は「手を出さない」、子ども同士で「育ち合う」

ゴリラ山や木登りににおいて、職員は子どもを抱き上げて高いところに乗せたり、過度な補助をしたりすることは原則として行いません。なぜなら、自分の力で登れない場所に大人の手で突然置かれることは、いざ降り際の大きな事故に直結するからです。「今はまだ怖いからやめておこう」と引き返すことも、自分の身を守る立派な能力です。

また、保育においても常に保育者の目の届くところだけで子どもを活動させるようにするということはせず、子ども同士の関わり合いも大切にしています。先生に頼らず、友だちと一緒に園内を巡ること。ゴリラ山のツリーハウスでも先に登れた子が「ここに足を置くんだよ」と生きた知恵を教え合う姿が日々見られます。一方で、周りが「いけ！いけ！」と過度な応援をすることも控えるよう見守っています。周りの声によって自分の中の「怖い（これ以上は危険）」という警告ランプを見失わないようにするためです。

■ 保護者の皆様へのお願い

もしお子様が園で小さなケガをして帰ってきたときは、まずは「痛かったね」と気持ちを受け止めてあげてください。そして、「**でも、自分で挑戦したんだね！**」とそのプロセスを大いに褒めてあげてほしいのです。

小さなケガは、子どもが自分の限界を知り、危険を回避する力を身につけるための「心のワクチン」です。子どもたちのたくましい心と体を共に育むパートナーとして、園の方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます

18. よくある質問

■ 午前保育や水曜日など、保育時間が短くなる日があるのはなぜですか？

質の高い保育を生み出すための「準備と振り返りの時間」として設定しています。美味しい料理を出すレストランに「営業時間外の仕込み」が欠かせないように、保育にも目に見えない仕込みの時間が必要です。子どもたちが帰った後、教員たちは以下のような活動を行っています。

- 明日の仕掛けづくり：「明日は畑でどう遊ぼうか！」といった環境構成の準備
- 子どもの姿の共有：「今日の〇〇ちゃん、こんな素敵な姿があったんですよ」と複数の目で成長を確認する作戦会議や研修会

ご家庭にはお迎え時間の調整等でご負担をおかけいたしますが、この見えない時間が、明日のお子さんの『楽しい！』という気持ちの根っこを育む栄養になっています。豊かな保育活動を実現するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 何時まで電話を受け付けていますか？（教員の働き方について）

日常的なご連絡・ご相談は【17:00 まで】にお願いいたします。先生たちの明るい笑顔と心のゆとりは、子どもたちの安心感に直結します。しかし、先生のエネルギーも「スマホのバッテリー」と同じです。日中 100%のパワーで子どもたちと全力で向き合うためには、夜間にしっかりと「充電（休息）」し、メリハリをつける時間が必要です。

■ 口座引き落としの流れを教えてください。

毎月 5 日頃アプリ内で請求書が発行され、その費用を毎月 15 日頃、引き落としさせていただきます。

■ なぜ指定口座があるのでしょうか。

スルガ銀行を指定する理由

1. 確実な記録と安全性の確保 現金でのやり取りによる計算間違いや紛失のリスクを防ぎ、保護者様と園の双方に正確な履歴を残すため。
2. 保護者様の各種手数料負担の解消 当園のメインバンクと同一銀行にさせていただくことで、以下の手数料が無料となります。
 - 毎月の引き落としの際にかかる振込手数料
 - 園からご家庭へ費用を返金する際の振込手数料（※幼児教育・保育の無償化に伴う給食費等の減免措置などで、年度途中で園から返金が発生する場合があります）

新たに指定口座を開設していただく手間や、メインバンクからの資金移動のお手数を頂戴することにはな

りますが、在園する数年間をトータルで考えた際、ご家庭への経済的メリットが最も大きい方法であるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ なぜ保育園は入園金がかからないのに、幼稚園は入園金がかかるのですか？

幼稚園（学校法人）は、独自の教育環境を自分たちの手（自己資金）でゼロから創り上げ、維持しているからです。この違いは、施設の「成り立ち」にあります。

私たちのような学校法人は、「子どもたちにこんな環境で育ってほしい！」という強い想いをもとに、行政からの全額補助ではなく、自分たちの資金で土地を用意し、園舎を建て、園庭を整備して運営をスタートしています。つまり、「入園金」というのは、「この独自の教育環境を維持し、さらに良くしていくための施設整備費」としての意味合いを持っています。

皆様からお預かりした入園金は、子どもたちがリアルな体験を通して「根っこの力」を育むための、安全でワクワクする環境づくり（園庭の整備や遊具のメンテナンス、新しい体験の仕掛けなど）に、しっかりと還元させていただいております。施設の成り立ちの違いとして、ご理解いただけますと幸いです。